

教職必修科目「教育課程論」における教材としての新聞記事の活用(その1)

# 道徳の教科化／「特別の教科 道徳」 の成立過程

—道徳教育の充実と改善に向けた  
中央教育課程行政レベルでの議論の動向に着目して—

助 川 晃 洋

## I 本稿の成り立ちと課題

筆者は、本務校である国土館大学において、教職必修科目「教育課程論」の講義を担当している（3・4年次生対象、春期週1コマ、秋期週3コマ、於・世田谷キャンパス、2単位）。これは、教育職員免許法施行規則が定める「教職に関する科目」のうちで、「教育課程及び指導法に関する科目」の一つとして、「教育課程の意義及び編成の方法」（「各科目に含めることが必要な事項」）を取り扱うものである。実際に2015（平成27）～2016（平成28）年度には、「学校の教育課程（カリキュラム）の国家的・大綱的基準である学習指導要領の中心的内容（基本方針、特徴等）について、それを基盤的に支える思想やそれに関連する基礎的な知識・理論を含めて理解するとともに、学校・地域の実態や教育改革の諸動向を踏まえつつ、学校現場において教育課程を編成・実施・評価・改善するための基本的な視点と実践的な力量の基礎を身につける」という目標の達成に向けて、大づかみに言えば、「教育課程にかかわる基本的知見」、「歴代・現行学習指導要領の概要と特徴」、「教育課程改革の動向・諸相」、「教育課程編成の実務とその管理」という四つのテーマを取り扱っている（当該年度の国土館大学Webシラバス及び配付資料「教職資格科目『教育課程論』シラバス」より）。さらに細かく、各回の授業テーマを示すならば、それは、次の通りである（2015年度版両シラバスより。2016年度版では、教育改革の動向を踏まえて、何より学習指導要領の改訂議論の進展を受けて、関連するいくつかの回の内容を入れ替え

たり、改めたりしたため、一部に変更が生じた)。

- 第1回：オリエンテーション—いま、「教育課程」を問うことの意味と意義—
- 第2回：学習指導要領の基本的性格／教育課程の構造
- 第3回：教育課程の思想
- 第4回：教科の本質とその編成
- 第5回：学習指導要領の変遷（1）—1947（昭和22）・51（昭和26）年版—
- 第6回：学習指導要領の変遷（2）—1958（昭和33）・68（昭和43）&69（昭和44）年版—
- 第7回：学習指導要領の変遷（3）—1977（昭和52）・89（平成元）年版—
- 第8回：学習指導要領の変遷（4）—1998（平成10）年版と2003（平成15）年一部改正—
- 第9回：2008（平成20）年版学習指導要領の特徴（1）—改訂の背景・経緯と概要・要点—
- 第10回：2008年版学習指導要領の特徴（2）—内容・方法等の主な改善事項と2015（平成27）年一部改正—
- 第11回：学習指導要領によらない教育課程の編成・実施
- 第12回：自治体・地域レベルでの教育課程再編構想
- 第13回：教育課程の評価と改善
- 第14回：授業時数の確保と年間指導計画・時間割の作成
- 第15回：まとめ—学習指導要領の2016（平成28）年改訂を見据えつつ—

このうち第4回の授業では、教育学的な概念、或いは用語としての「教科」(subject)と「教科外(諸活動)」(extra-curricular activities)について説明した上で、教科の本質と存立の根拠、主たる任務と副次的任務(教科における並行的形成)、教科編成(とそれに対応する教材編成)の原理・原則等についての検討を行っている。さらにそこでは(もちろん必要に応じて別の回でも)、近年の我が国における教育課程改革の主要課題であり、また世間の耳目を集め続けてきた教科としての道徳の問題についても、可

能な限り言及している。なぜなら課程認定大学の学部教員養成カリキュラムにおいては、教育職員免許法施行規則に従って、道徳に関する教職必修科目が、「教育課程及び指導法に関する科目」の一つとして、例えば「道徳教育論」、「道徳教育（の）研究」、「道徳教育の理論と実践」等の名称で開設されている。しかしそれが、法令の規定を遵守する限りにおいて、あくまでも「道徳の指導法」（上記「必要な事項」）を取り扱うものであることからすれば、教育課程において道徳が教科として存立することの妥当性を問い直し、その意義や特質を明らかにし、教育課程編成上の課題を整理することは、何より「教育課程論」においてこそ、とまでは、さすがに言い切れないものの、それでも少なくとも「教育課程論」においてもまた、相応に行われて然るべきだからである。そしてその際の柱として、筆者は、次の二点を設定している。

（１）道徳の教科化／「特別の教科 道徳」の成立過程

（２）教科としての道徳／「特別の教科 道徳」の指導内容・方法と評価

とはいえ、これらについて十分に取り扱いことができているかと言えば、その答えは、残念ながら否である。その原因としては、筆者の教授能力が不足していることを別とすれば、何より厳しい時間的制約が不可避であり、しかもそれを克服することができないことが大きい。（１）についてであれば、少なくとも次の三つの文書を入念に検討することが必要であろうが、特に後二者は、いささか大部なものであり、論点が多岐に渡っているため、わずかな時間の中では、その要点を過不足なく伝えることすらままならない。

「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」 教育再生  
実行会議 2013（平成25）年2月26日（＝「提言」）

「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい  
時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」  
道徳教育の充実に関する懇談会 2013年12月26日（＝「報  
告」）

「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」 中央教育審

議会 2014（平成26）年10月21日（＝「答申」）

では、どうしたらよいか。現時点において筆者は、このことに関する定見を持ち合わせておらず、一教師として、教室で試行錯誤を続けている。それでも学術的な意味での正確さや上記文書にじっくりと向き合うことよりも、当世の学生にとってのわかりやすさや情報伝達の簡潔明瞭さの方を優先するとの判断に基づいて、朝日新聞の記事を積極的に活用した資料を教材として作成・配布することで、受講生への便宜を図ってきたのは、両年度の実践に共通する事実である（なぜ朝日新聞かと言えば、筆者が購読しているから、ただそれだけの理由による。収録記事は、インターネット上を出自とするものではなく、筆者自身が、自宅に届けられた現物の紙面上で、その都度直接確認し、スクラップしたものの中から選んだ。縮刷版やデータベース間蔵Ⅱビジュアルからの追加収集は一切行っていない。見落としがあり、選定基準が恣意的である可能性については、素直に認めざるを得ない。記事間で内容に重複があっても、その解消に向けた調整はしていない）。本稿のⅡ～Ⅴ（ただし授業時の資料とは違って、本稿では、行論上の都合により、一つの記事をⅤとⅥに分割して掲載しているので—これ以外は、全文そっくりそのまま、転載した—、上述箇所には、Ⅵの一部＝当該記事からの引用部分を含むものとする）では、その現物を提示することにする。このうちⅢ～Ⅴでは、上述した三つの会議・文書のそれぞれについて、残るⅡでは、それら以前の、いわば前史的状况について言及している。もちろん本稿の上述箇所は、原版と全く同一のものというわけではない。本誌への投稿・掲載に際しては、随所に必要な加除修正を施し、相応に体裁を整えた。さらにⅠとⅥを書き下ろした。

なお上述した（2）についての教材では、2015年3月27日に一部改正された小・中学校学習指導要領「第1章 総則」及び「第3章 特別の教科 道徳」と同年7月に出された小・中学校学習指導要領解説「総則編（抄）」及び「特別の教科 道徳編」の内容（これについては、2015年度であれば、第10回の授業に再度取り上げて、より詳述している）、教科書検定基準（『特別の

教科 道徳』の教科書検定について（報告）」、教科用図書検定調査審議会、2015年7月23日）、評価方法（『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）」、道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議、2016年7月22日）について論じている（2015年7月以降の動向は、同年度秋期分の教材から、その都度追記していった）。このうち教科書検定基準と評価方法についての部分は、本誌所収の拙稿（その2）として発表している。併せて参照願いたい。ただし学習指導要領と同解説についての部分は、ほとんど原型をとどめないほど完全に解体し、再編した上で、別の機会に一つの学術論文として発表すべく、現在準備中であるので、本誌には所収していない。予め承願いたい。

## Ⅱ 教育再生会議の「徳育」構想とその頓挫

道徳の教科化は、それが1958（昭和33）年の学習指導要領改訂時に、週1時間の「道徳の時間」として特設されて以降（道徳の領域化、「特設道徳」の導入）、一部の人達の間では、悲願とされてきた。第一次安倍晋三内閣の下で、2006（平成18）年10月10日に設置された教育再生会議（座長＝野依良治・独立行政法人理化学研究所理事長）でも、このことは、主題的に取り上げられている。

○2007（平成19）年5月16日付朝日新聞（以下、発行日のみ記す）

### 「道徳、正式教科外で」 教育再生会議

政府の教育再生会議は15日に開いた学校再生分科会（第1分科会）で、現行の「道徳の時間」を従来の教科とは異なる「新しい教科」とする方針を決めた。「5段階」などの数値評価はせず、中学校では「徳育」の専任教員も置かないなど、正式な教科とは位置づけない。一方、国の検定を受けた教科書を作ることは賛否両論あり、結論を持ち越した。

「道徳の時間」をめぐり、分科会では教科と一体となる「評価」「教科書」「教員」の三つを議論している。評価は数値で

はなく、子供の取り組みを励ますような「記述式」などを検討。また、「徳育」を専門にする教員免許は設けず、小中学校とも学級担任が指導する方向も確認した。

そして教育再生会議は、2007年6月1日に、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と『教育新時代』のための基盤の再構築～」を発表し、その「Ⅱ. 心と体一調和の取れた人間形成を目指す」の「提言1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる」を実現するための方策として、「徳育を教科化し、現在の『道徳の時間』よりも指導内容、教材を充実させる」ことを求めている。しかし中央教育審議会が、道徳教育は、子どもの心の内面を育てるものであり、検定教科書を使うことや成績をつけることにはなじまないと最終的に判断し、実現には至らなかった。その背景には、言うまでもなく、安倍首相の退陣という政治的な事情も存在していた。

○2007年9月19日

#### 道徳、教科にせず／評価・検定は困難 中教審方針

学習指導要領の改訂をめぐり、中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）は現在の「道徳の時間」を教科とはせず、数値で評価はせずに検定教科書も使わないという現行の枠組みを維持する方向となった。20日に開かれる予定の専門部会で検討する。政府の教育再生会議が「徳育」として教科にすることを2次報告に盛り込んでいたが、内容的に教科化は困難との結論になりそうだ。

#### 教育改革 薄まる安倍色

中教審幹部が18日、明らかにした。道徳の時間を「徳育」として教科にすることは、政府の「骨太の方針2007」にも記されており、安倍教育改革の目玉の一つだった。しかし、

首相の辞任表明もあり、指導要領改訂では「安倍色」が薄まることは必至だ。

現在の教科には①通知表に代表される数値による評価②中学校以上では教科の免許を持った教員が教える③検定教科書を使う—の三つの要素がある。再生会議も①と②は困難としながらも、「多様な教科書と副教材を使い、新たな教科と位置づけ充実させる」ことを求めている。

道徳教育充実の必要性は中教審や文科省も一致しており、指導要領改訂に向けた答申の柱の一つにする方向だ。しかし、中教審委員からは「道徳教育を教科の範囲でやることは無理がある」（山崎正和会長）、「一方的に教え込むことが、道徳教育の充実につながるとは思えない」（梶田叡一・兵庫教育大学長）との発言が出ており、教える内容の性質から見ても数値評価や教科書検定は困難との見方が強い。

### Ⅲ 教育再生実行会議「提言」

2011（平成23）年10月11日に、滋賀県大津市の当時中学2年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自殺するに至った事件をきっかけとして、道徳の教科化が、再び議論されるようになった。そして政権に返り咲いた安倍首相の肝煎りで、2013年1月15日に発足した教育再生実行会議は、実質1回だけの議論という異例の速さで、「提言」をとりまとめ、その中で、いじめ対策の一つとして、道徳を教科化する（「道徳教育を充実する」）ことを盛り込んだ。全5項目中の「1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」では、「現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあ」との現状認識を踏まえて、「道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化」すること、また「道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、

効果的な指導方法を明確化する」ことが謳われている。

○2013年2月16日

道徳の教科化、提言へ 教育再生実行会議

政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早稲田大総長）の第2回会合が15日、官邸で開かれ、いじめ対策などを議論した。全委員が道徳教育の充実化に賛同。今月中にまとめる提言の中で「道徳の教科化」を盛り込む見通しになった。

鎌田座長は会議後、「道徳の教科化に反対意見はなかった」と明らかにした。教材の内容、授業時数の増加など具体的な中身は未定で、提言でも言及しない方針。文部科学省は、教科化したとしても、成績評価の対象にはしない考えだ。

今月下旬に第3回会合を開き、安倍晋三首相に提言を手渡す。提言では、いじめ対策法の制定や、いじめと体罰の定義を明確にする必要性も訴えるという。

第3回から教育委員会制度のあり方を4回程度議論し、その後は大学教育について議論する方針という。

○2013年2月26日

道徳教科化求める 教育再生会議、5項目提言

政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早大総長）は26日、いじめと体罰問題に関する5項目の提言をまとめ、安倍晋三首相に手渡した。道徳教育の教科化やいじめ対策法の制定、体罰禁止の徹底などを訴えている。

提言は「いじめの問題等への対応について（第1次提言）」と題され、(1) 道徳の教科化 (2) いじめ対策法の制定 (3) いじめの早期発見に向けた学校・家庭・地域・警察の連携 (4) いじめる子への出席停止措置を含む指導強化 (5) 体罰禁止



に向けた部活動指導のガイドライン策定一の5項目。

いじめ問題の解決には「命の尊さ」「規範意識」「責任感」といった人間性の構築が重要で、道徳を「新たな枠組みによって教科化」としている。正式な教科化に向け、中央教育審議会で具体的な議論をする。数値による成績評価はしない見通し。

いじめ対策の法案は与野党で内容を協議し、議員立法で今国会に提出する。部活動のガイドラインは、下村博文文部科学相がこの日の会議で「策定を早急に進める」と表明。体制と、指導の範囲内である「懲戒」との区別を明確化する方針を示した。安倍首相は「頂いた提言は教育再生の第一歩。スピード感を持って取り組むよう、下村大臣に指示したい」と話した。

教育再生実行会議は26日で3回目を迎え、教育委員会制度をめぐる議論を始めた。今後4回程度かけて「第2次提言」をまとめ、首相に提出する。

#### IV 道徳教育の充実に関する懇談会「報告」

2013年3月26日に、文部科学省の調査研究協力者会議の一つとして、道徳教育の充実に関する懇談会が設置されている。

##### 1. 設置趣旨

教育再生実行会議の第一次提言（平成25年2月26日）において、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言された。

この提言を踏まえ、道徳教育の具体的な成果や課題を検証しつつ、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上など、道徳教育の充実方策についての検討を行うとともに、これらの成果等も踏まえながら、道徳の教科化の具体的な在り方についての検討を行う。

## 2. 検討事項

今後の道徳教育の充実方策についての検討を行う。

- (1) 「心のノート」の内容について
- (2) 教員の指導力向上について
- (3) 道徳の教科化に向けての論点整理について
- (4) その他

○2013年5月29日

安倍政権の有識者会議で議論／道徳の教科化 課題は／「授業形態化」現状に不満／検定教科書には慎重論も

### 道徳の教科化

政府の教育再生実行会議が2月、いじめ対策として小中学校での道徳の教科化を提言し、検討が始まった。第1次安倍内閣の教育再生会議も2007年に「徳育の教科化」を打ち出したが、教科書検定や成績評価の難しさなどが懸念され、見送られた。国語や社会といった既存の教科は、検定による教科書▽成績の数値評価▽教員の免許制度の3点が必要で、道徳にも当てはめるかどうかが主な議題になる。教育再生実行会議はそうした要素にとられない「新たな枠組み」を提案している。

道徳をどんな教科にするべきか。安倍晋三政権が再び挑むこのテーマをめぐり、有識者会議「道徳教育の充実に関する懇談会」の3回目の会合が31日に開かれる。教科化の目的や課題は何か。少しずつ見えてきた議論の焦点を報告する。

なぜ道徳の教科化が必要なのか。初会合（4月4日）では、今の道徳教育への疑問や不満が噴出した。

座長の鳥居泰彦・慶応義塾学事顧問が「他国と違い、日本だけがモラル教育を忌避してきた。教育の根幹として道徳を

考え直したい」とあいさつしたのに続き、各委員が発言した。

「道徳の授業は今、年34～35コマと定められているが、形骸化している。教科ではないからだ」

「子どものリアリティーにあった教材がない」

「教育の根幹とされながら、まともに議論されてこなかった」

すでに法令などで授業時数や中身が定められているが、内容が伴っていない。委員の認識は共通しているように見える。「目的は善悪の判断を養うことだが、親が惨憺たる状況。家庭をどう巻き込むかがポイントだ」との声も出た。

教える内容をめぐっては「規範意識」「マナー」「伝統文化」といった表現も相次いだが、こんな提案もあった。「異質な存在への寛容さが社会から減っている。他者とのコミュニケーション方法を教えては」「規範的な子の養成を目的にしてはいけない」

下村博文文部科学相は「我々が目指すのは、国境や歴史を超えて学ぶべき価値観の教育だ。第1次安倍内閣では残念ながら頓挫したが、必ず今回は教科化したい」と話した。

「民間で作られた教科書の中から教育委員会が採択する方法はなじまない。教科書を作って、国が無償配布するべきではないか」

2回目の会合（4月24日）で「検定教科書が必要かどうか」が議論された。

国語や社会などの教科では、国の基準を満たした教科書が使われる。だが、人の考え方や生き方を扱う道徳では、国が作った基準で「内容の是非」を決めていいのか。

「教えるべき内容は学習指導要領で決まる。（検定で）それを適切に載せているかどうかを見ればいい」

「検定で記述の正誤を見るのではなく、憲法やその他の法令、指導要領に沿う内容かどうかを確かめるだけなら、難しくない」

「他教科のように教科書の内容を重視するのではなく、子どもに考えさせる別の教材が大事だ」

文科省内では、検定教科書に慎重な声も目立つ。ある幹部は「宗教団体まで教科書を出す事態になれば取捨がつかない。（教科書を選ぶ）教育委員会にも負担がかかる」。別の幹部は「記述をめぐる思想的な衝突は社会科の比ではない。大人の論争で子どもを混乱させるべきではない」。

この日の会合では、教科書をめぐる結論は先送りに。その代わり、国が全国の小中学校に配る道徳向け教材「心のノート」の全面改訂を急ぐことにし、今月26日から教師や大学教授らによる作業が始まった。

懇談会は今後、月1～2回ほどの会合を重ね、授業の評価方法や教員養成、教材の改編などについて議論する予定。年内に結論を出し、指導要領の改訂などに関して中央教育審議会に諮問される見通しだ。

#### 道徳教育の充実に関する懇談会委員

鳥居泰彦（慶応義塾学事顧問）、銭谷真美（東京国立博物館長、元文科事務次官）、押谷由夫（昭和女子大大学院教授）、今田忠彦（横浜市教育委員会委員長）、貝塚茂樹（武蔵野大教授）、坂元章（お茶の水女子大大学院教授）、白木みどり（上越教育大大学院教授）、鈴木明雄（東京都北区立飛鳥中学校長）、高橋妃彩子（東京都渋谷区立加計塚小学校長）、土井真一（京大大学院教授）、中村哲（関西学院大教授）、西村忠浩（日本青年会議所、未来を切り拓く日本人育成会議長）、長谷徹（東京家政学院大教授）、細川珠生（政治ジャーナリスト）、無藤隆（白梅学園大教授）、山懸然太朗（山梨大大学院教授）、山田昌弘（中央大教授）

そして道徳教育の充実に関する懇談会は、全10回の会合を持ち、そこでの議論を経て、最終的な「報告」を出している。それ

は、「道徳教育の現状等」と「今後の社会における道徳教育の重要性について」言及した上で、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価、教材・教科書、教員の指導力向上方策、学校・家庭・地域の連携のそれぞれについて、「現行制度」を概観し、「改善の方向」を明らかにしている。「報告」では、結論的な形で、次のように述べられている。

道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてもより適切なものに見直すことが必要と考える。

そのための方策として、道徳教育の要である道徳の時間を、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、例えば、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けた上で、道徳教育の目標や指導方法等についても、（中略）所要の改善を行うことを提言したい。

○2013年11月12日

生徒の「心」評価対象／道徳、教科に格上げ案

文部科学省の「道徳教育の充実に関する懇談会」（座長＝鳥居泰彦・慶応義塾学事顧問）は11日、小中学校の道徳を教科に格上げする報告案をまとめた。文科省は、12月に懇談会の報告を受け、年明けにも中央教育審議会に諮問し、15年度から教科化する日程を検討するが、教科書を使い、記述式で子どもを評価するという報告案の実現には問題が多い。

いまは教科外の活動として週1回、副読本などを用いて教えられる「道徳」。報告案の最大の特徴は検定教科書の導入だ。「教科書は使用義務があり、授業水準を保てる」「教科書会社が競い、教材の質が高まる」などを理由に挙げる。

ただ、懇談会でも、「検定基準をどう定めるのか、難しい」「教科書を選ぶ教育委員会の負担が大きい」などと慎重な意見が

出た。

検定は「学習指導要領に沿っているか」「学説に照らして正確か」などの観点で判断される。「心のありように関わる記述の『正確性』を判断できるのか」と疑問視する文科省幹部も。報告案では「多様な価値観を反映した教科書を認める」としつつ、具体的な検討は文科省に委ねた。

また、「成績の数値評価」は「道徳性を培うという性格上、不適切」とする一方、記述による評価の検討をうたった。しかし、具体的な評価観点は示されておらず、何をどう評価するかはまだ不透明だ。

教える内容について、報告案は「発達段階ごとに精選を検討すべきだ」とし、重要項目として「いじめ防止」「生命尊重」「グローバル社会の中でのアイデンティティー」などを挙げた。11日の懇談会では「善悪の価値が最重要」「自己犠牲や我慢」といった意見も出た。「特定の価値観の押しつけにつながる」との懸念が根強いなか、何を重視するかも焦点だ。

○2013年12月27日

道徳の教科格上げを報告／検定教科書導入も盛る 有識者会議

文部科学省の「道徳教育の充実に関する懇談会」（座長＝鳥居泰彦・慶応義塾学事顧問）は26日、小中学校の道徳を教科に格上げする報告書を下村博文文科相に提出した。検定教科書や子どもの評価の必要性も指摘。「決まった価値観の押しつけにつながる」と懸念も根強いが、文科省は2015年度からの一部実施を検討している。

報告書の主な内容は、道徳を「特別の教科（仮称）」に格上げ▽検定教科書の導入▽数値評価は不適切だが、評価は重要▽家庭への働きかけを強化し、意識向上を図るーなど。文

科省は学習指導要領などを改めるため、近く中央教育審議会（文科相の諮問機関）に検討を諮問する。

今は教科外の「道徳の時間」として年に35コマ程度、教えられている。検定教科書ではなく副読本が使われ、子どもの評価もない。懇談会は「教師の指導力が不十分」「他教科に振り替えられる実態がある」などとし、教科化による指導強化の必要性を指摘した。

検定教科書を導入する理由には「授業水準の担保」「教材の安定供給」などを挙げた。「価値観が分かれる題材で国が適否を判断するべきか」などの指摘もあり、具体的な基準作りは中教審や文科省に委ねた。

子どもの評価については「成長の振り返りや指導改善のために重要」とし、数値評価ではなく記述式などの検討を促した。また、指導教員は現行通り、教科担任制のある中学でも学級担任を原則とした。

また、家庭での道徳教育に関して「必ずしも十分ではない」と明言。「家庭への働きかけを強化し、子供たちの道徳性の育成に学校、家庭ぐるみで取り組むべきだ」と提言した。

道徳に関しては第1次安倍政権の教育再生会議が07年、「徳育の教科化」として提言したが、中教審が見送った経緯がある。今回は元文科省幹部を含む懇談会が具体的な内容をまとめ、省内に異論も無いため、実現される見通しだ。

一方、文科省は26日、「心のノート」に代わって来春、新教材「私たちの道徳」を全国の小中学校に配ると発表した。偉人伝や格言などの読み物資料が大幅に増えた。下村文科相は同日の記者会見で「授業や家庭で活用しやすい内容とした」と説明した。

## V 中央教育審議会「答申」

2014年2月17日に、下村博文文部科学大臣から中央教育審議会に対して、「道徳に係る教育課程の改善等について（諮問）」が

行われている。そこでは審議事項について、次のように述べられている。

第一に、教育課程における道徳教育の位置付けについてであります。

道徳教育の抜本的な改善を実現するためには、教育課程における道徳教育の位置付けについてより適切なものに見直すことが必要と考えます。このため、道徳教育の要である道徳の時間について、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ることについて、専門的・具体的な御検討をお願いします。

第二に、道徳教育の目標、内容、指導方法、評価についてであります。

道徳教育の抜本的な改善に向け、道徳教育の充実に関する懇談会の報告も踏まえつつ、学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容、指導方法、評価の在り方について、専門的・具体的な御検討をお願いします。その際、道徳教育の充実に関する懇談会の報告において、「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を用いることが提言されていることにも留意しつつ、学習指導要領における目標・内容等の示し方について御検討くださるようお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。審議に当たっては、教員の指導力向上方策、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など道徳に係る教育課程の改善に関連する事項にも御留意の上、今後の道徳教育の改善・充実に向けて必要な事項について御検討くださるようお願いします。

○2014年2月18日

道徳の教科化 中教審に諮問 文科相

下村博文文科相は17日、小中学校の道徳を正式教科に格上げする具体的な制度づくりについて、中央教育審議会（文科相の諮問機関）に諮問した。格上げの必要性を示した、文



科省の有識者会議による提言を中心に議論される。今秋をめどに答申が出るのを受けて、文科省は2015年度にも教科とする考えだ。

下村氏は「道徳教育は歴史的な経緯に影響され、忌避しがちな風潮にあるなど多くの課題がある」などと述べ、内容充実のための制度の検討を求めた。教科化の是非や、国の学習指導要領で定める指導内容や評価方法などが審議される。

また、この日は中教審の総会があり、新会長に安西祐一郎副会長（67）＝日本学術振興会理事長、前慶応義塾塾長＝を選んだ。三村明夫前会長＝日本商工会議所会頭＝が任期途中の1月に辞任したのに伴う。任期は三村氏の残り任期だった来年2月まで。

そして中央教育審議会は、初等中等教育分科会教育課程部会の下に、道徳教育専門部会を新たに設け、有識者からのヒアリングや国民からの意見募集等も行いつつ、全10回に渡る専門的な検討を経て、最終的な「答申」を出している。そこでは、「道徳教育の改善の方向性」が示された上で、「道徳に係る教育課程の改善方策」として、次の六つが挙げられている。

- （1）道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける
- （2）目標を明確で理解しやすいものに改善する
- （3）道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- （4）多様で効果的な道徳教育の指導法へと改善する
- （5）「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する
- （6）一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

また「その他改善が求められる事項」として、次の三つが挙げられている。

- （1）教員の指導力向上
- （2）教員免許や大学の教員養成課程の改善

(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の  
充実

○2014年10月1日

中教審、「教科化」へ答申案／多様な考え 学ぶ「道徳」へ

小中学校の「道徳」が、早ければ2018年度にも正式な教科になる。国語や算数のように授業で検定教科書を使い、評価もすることになる。

文部科学相の諮問機関・中央教育審議会が答申案をまとめ、9月30日の総会に示した。子ども同士で意見を交わすことで、いろんな考え方に触れられるような指導を重視することを盛り込んだ。

「多様な価値観の対立がある場合を含めて問題を考え続ける姿勢を養う」とし、話し合いや発表などを通じて子どもに考えさせることを重視する必要があると明記。体験学習や寸劇などを例示した。

近く答申を受け、文科省は15年度から一部で先行実施し、早ければ18年度にも正式に教科化する。

文科省によると、現行の道徳は総合学習など同様の教科外の活動で統一された教材もない。教員によって指導に差があり、副読本を読ませるだけの授業もあるという。

こうした状況のまま教科化されると「正義」や「公正」といった道徳的価値を教員が教科書だけに沿って教える可能性が指摘されていた。

公明党の山口那津男代表は、1月の参院本会議の代表質問で、道徳が「特別の教科」となることに、「国が特定の価値観を押しつけることにつながる、と懸念する声が根強くある」と慎重な検討を求めた。

また、授業で取り扱う題材として、インターネット上の情報モラルや、命の大切さを考える生命倫理など現代社会で新たに出てきた問題について充実させることを提言。現代を生

きる上での困難な問題に対し、自分で解決する能力を身につけさせるのが目的だ。

教科化でこう変わる

	現行	新制度
名 称	道徳の時間	特別の教科 道徳（仮称）
位 置 づ け	教科外の活動	特別の教科
教 材	副読本など	検定教科書を導入
授 業 時 間	年間 35 時間（小1 は 34 時間）	
指 導 内 容	「自分」「他人」など四つの視点で道徳的価値を学ぶ	
評 価	なし	数値ではなく記述式で評価
指 導 体 制	各校に道徳教育推進教師	複数校のリーダー役も

以下省略（VI参照）

○2014年10月22日

### 道徳を正式教科に答申 中教審

文部科学相の諮問機関、中央教育審議会は21日、小中学校の「道徳」を、現行の「教科外の活動」から「特別の教科」に格上げする答申をまとめた。同日、答申を受け取った下村博文文科相は「今後、必要な改正を行う」と表明した。早ければ学習指導要領の改訂などを2015年度にも先行し、18年度から正式に教科になる見通し。

答申によると、これまでは副読本が教材として使われていたが、教科になれば、検定教科書を使うことになる。5段階数値などではなく、文章で記述する形で評価する。授業時間はこれまでと同様週1回。

道徳教育の中身については「多様な価値観の対立がある場合を含めて、問題を考え続ける姿勢こそ養うべき」だと指摘した。一部で懸念される特定の価値観を押しつける授業は「目指す方向の対極にある」とした。

○2014年10月23日

#### 道徳教科化Q & A

文部科学省の諮問機関「中央教育審議会」が21日に出した答申で、2018年度にも小中学校の道徳が「教科外の活動」から「特別の教科」に格上げされる見通しになった。そもそもなぜ教科にする必要があるのか。子どもの内面を評価することに懸念はないのか。

そもそも、なぜ教科に？

道徳の時間は、戦後の道徳教育の要として1958年に始まった。週1時間（年35時間）教えるのが標準とされたが、教員によっては席替えや学級会といった別の活動に使われるケースもあるなど、形骸化が指摘されていた。

そこで、国語や算数などと同じように授業が行われるようにと、安倍晋三首相の肝いりでつくられた政府の「教育再生実行会議」が昨年2月、教科化を提言した。文科省の有識者会議や中教審で議論した結果、検定教科書を使うが、評価は数値ではなく記述式で行う「特別の教科」（仮称）という新しい枠組みをつくることになった。

そもそも道徳教科化は、第1次安倍内閣の「教育再生会議」も提言したが、当時の伊吹文明・文科相が慎重姿勢を示し、教科書検定や評価が困難だとして見送られた経緯がある。今回は安倍首相に近い下村博文・文科相が「実行会議」の担当大臣も兼ねる中、大きな異論が出ないまま教科化が答申さ

れた。

### 教科化でこう変わる

	現行	新制度
名 称	道徳の時間	特別の教科 道徳（仮称）
位 置 づ け	教科外の活動	特別の教科
教 材	副読本など	検定教科書を導入
授 業 時 間	年間 35 時間（小 1 は 34 時間）	同左
評 価	なし	数値ではなく記述式で評価

子どもの内面を評価？

教科化で懸念されるのは、教員が特定の価値観を子どもに押しつけるような授業が出かねないことだ。

これまでは、教科書会社の副読本や教員が自分でつくった資料など多様な教材が使われたが、検定教科書の導入によって「授業の幅が狭まる」「教科書の内容を教え込むだけの教員が出る」といった声もある。

また、子どもの心の内面が評価対象となることで、教員の主張と近い子がいい評価を得たり、好き嫌いで評価が決まったりしかねないことも心配される。

文科省の担当者は、教材については「教科書以外の多様な教材は引き続き使える」とし、評価は「多様な観点で評価し、ほめるのが前提」と話す。ただ、実際は教員の裁量が大きく、こうした事態を避けるための制度としての保障はない。

中教審の答申は、「多様な価値観の対立がある場合を含めて問題を考え続ける」ことが道徳教育が養う資質だと明記している。そういった授業にするため、学習指導要領や教科書をどうやってつくっていくかが、当面の課題となりそうだ。

今後のスケジュールは？

文科省は、最短で今年度中に学習指導要領を改訂するとともに、16年度末までに民間教科書会社から教科書の提出を受け、検定を終わらせるスケジュールを描く。「特別の教科」に位置づけるための省令は改正するが、法案を提出して国会審議する必要はない。

指導要領の改訂では、現行の「自分自身」「集団や社会とのかかわり」といった四つの大枠は、変わらないとみられる。ただ、答申で「いじめ」「生命倫理」などの現代的な問題の充実が求められており、細部の検討が必要だ。

鍵となるのは、教科書をつくるにあたって参考にする文科省が準備する「学習指導要領解説」。子どもが自ら考え、話し合うことを促すような内容をどう盛り込むかで、教科書の内容にも影響してくる。

教員研修が重要 田沼茂紀・国学院大教授（道徳教育）の話

単なる価値観の押しつけではない授業を広めるために、教員研修が重要になる。道徳は、教員と子どもや、子ども同士が心を開いて語り合って共感的に理解し合うとともに、小学生では言葉だけでなく寸劇や体験学習など様々な学びを提供しなければならない。子どものあらゆる面から良いところを見つける評価の目も必要だ。こうしたことを現場の教員が理解するため、校内研修などの充実が急務だ。大学の教職課程も、道徳の単位を増やすなどの改革が求められてくる。

道徳が教科になる（「天声人語」欄）

作家の三島由起夫は若者に向けて、「教師を内心バカにすべし」と説いた。1950年代末のことだ。この世に尊敬できる先生など存在しない、と言ったわけでない。先生とは生徒

に乗り越えられるべき存在なのだと言っている。▼三島は書く。少年の悩みを大人は理解できない、いかに生きるかは自分で考えよ、教師に理解なんかされてやらないぞという気概を持って、と。肝心なのは「内心」で思うことで、行動にあらわすのはただのおっちょこちょいだ、とも釘を刺している▼三島の『不道徳教育講座』はその題名や軽妙な文章に反し、まじめな内容を語っている。道徳が実は逆説をはらむことを読者に示す。不道徳に慣れて抵抗力を身につけよ、なぜなら善良一辺倒な人ほど悪徳への誘惑に弱いから、といった具合だ▼小中学校の「道徳」が教科に格上げになる。文部科学相の諮問機関、中央教育審議会がおととい答申した。教科書はどうか。どんな成績評価をするのか。論点は残るが、道徳教育は戦後70年を前に曲がり角にさしかかっている▼第1次安倍内閣では頓挫した政権の悲願だ。特定の価値観の押しつけにならないか、懸念は今もある。対立する多様な価値観に誠実に向き合い、考え続ける姿勢を養う一。答申の一文に二言がないことを願う▼三島の逆説をもう一つ。人としての優しさは大人のずるさと一緒にしか成長しないものだ。徳目を一本調子に説教されても身につくものではない、という明察である。

## VI まとめと今後の展望

本稿では、道徳の教科化をめぐる三つの公的な会議での議論の動向に着目しつつ（それに先立って、その前段階に位置づく初発的な構想にまで遡及し、帰結を確認した上で）、またそれを取り上げている朝日新聞の記事を参照しながら、「特別の教科 道徳」の成立過程を追跡してきた。そして2015年3月27日に「官報告示」された「一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組（移行措置）」の「実施」は、同年4月1日から、すでに「可」となっており、2018（平成30）年4月1日からは小学校で、2019（平成31）年4月1日からは中学校で、「一部改正学習指導要領の施行」、すなわち全面実施が決まっている。では、そのとき小・中

学校の現場において、どのような道徳授業が行われることになるのか。

○2014年10月1日

「私はこう思う」 尊重／妊婦に触れ命を実感

東京都西東京市の市立向台小学校（児童数784人）は、現行の「道徳の時間」で、子ども同士の話し合いを重視している。

9月24日。4年1組の教室では、紙芝居を使って道徳の授業をしていた。テーマは「自分たちの周りにある約束」だった。

雨のバス停。少し離れた商店の軒下で雨宿りをしながら待つ人たち。後から来た女の子が真っ先に到着したバスに駆け寄る。だが、お母さんに連れ戻され、バスの座席は埋まってしまう。車内で黙っているお母さんを、女の子はどう思ったのか。

「なんできょうのお母さんは怖いんだろう」「悪いことしたかなあ」「みんなは並んでたわけじゃないのに」。数人の児童が意見を言った後、「違うことを考えた人はいますか」と担任教諭が問いかけると、男子の一人が手を挙げた。

「列に横入りしてトラブルにならないように、お母さんは女の子に勉強させようとしていると思う」。別の男子は「雨宿りしているときに並んでいた順番があったんじゃないか」。

全国小学校道徳教育研究会長を務める飯島英世校長は話す。「私はこう思う、と互いに深め合い、感化し合うことで、ねらいとする道徳的価値への理解が深まる。他の人と意見が違って構わないし、一つの方向にまとめる話し合いとは違う」

大勢の前だと思ったことをうまく伝えられない児童にも考慮し、まず席が近い4人程度で話し合わせる工夫もしている。

愛知県西尾市の市立米津小学校で道徳教育を担当する鈴木保宏（49）は、命の教育に力を入れる。心がけているのは子どもの印象に残る体験学習だ。命の重さを実感させるのが



狙いだ。妊婦のおなかに触れ、これから生まれる子どもへの思いも聞く。子を亡くした親からは、悲しみを語ってもらう。

高学年には、様々な立場に立って考える機会を与える。臓器移植についての授業で、腎臓移植を受けて体調がよくなった人や、臓器の提供を拒否した家族の思いを紹介する。子どもからは、「自分はいいけど両親の臓器を提供するのはいやだ」「全員が提供するよう法律を変えた方がいい」といった多様な意見が出るという。

鈴木教諭は「命について考えることで、自分の存在や生き方に思いを及ぼせるのが本当の狙い。共感を通じて多面的に考え、立場を切り替えられるようにしたい」と話す。

筆者は、上で例示されている二つの実践が、極めて良質であることを認める。ただしそれは、現時点において、もはや新規性を主張し得るものでは決してない。同様の事例報告は、かなり以前から出始めて、すでに数多く行われている。またそれが、今後において求められる望ましい道徳授業のあり方を先取りしたモデルの実践とみなし得るのかどうか。筆者には、判断がつかない。

教科としての趣旨を踏まえて、新しい道徳授業を作り出していくこと—最も重要なのは、やはりこの一点に尽きる。そしてこの実践的課題に向き合うには、その前提として、本稿で整理した内容に加えて、Iで挙げた(2)について確認し、十分に理解しておく必要がある。そのために作成し、本学教職課程の授業で実際に活用した教材については、そこで取り上げている対象を二つに区分した上で、それぞれに対応する文章に分割し、彫琢して、順次公表する。そのうちの 하나가、同時掲載済みの拙稿(その2)であり、もう一つは、近刊予定ではあるものの、現状では未定稿にとどまっている。このことは、すでに述べた通りである。

ところで教育課程における道徳の従来の位置づけについて、一般的には、「教科外の活動」と言われている。しかし事實は、決してそうではない。当初の歴史的経緯を想起しつつ、学理に照らして説明すれば、『道徳』は教科でも教科外活動でもないものと

して特設された」<sup>(1)</sup> のであり、学習指導要領という軸線の上では、各教科や特別活動等と並ぶ、一つの独立した領域である。「正式な教科となっていない」<sup>(2)</sup> というのも誤りである。そして道徳を教科にすることは、「格上げ」でも何でもない。教科としての道徳が、「各教科を超える教科（スーパー教科）」<sup>(3)</sup> であり、他教科の上位に、いわば首位（筆頭）教科として位置づけられることなど<sup>(4)</sup>、よほど強引な力業でも使わない限り、本来断じてあり得ない。教科や領域の間に、そもそも格の違いは存在しない（学校での取り扱いの実態や教師、保護者、子どもを含むすべての人々の本音が、これと異なることは、筆者ももちろん了解済みである。ただしその場合でも、例えば小学校であれば、全学年を通じて国語と算数の持つ重みが傑出している、小・中学校を通じて、いわゆる主要教科の学習が重視されている、或いは中学生からすれば、内申点を日々意識しなければならない状況があるとはいえ、それでも高校入試で学力検査が課される国・社・数・理・英の勉強をこそ優先せざるを得ない、というような話だ）。それぞれが他教科や他領域に解消されることのない、特徴的な指導と学習の質を有しており、だからこそ独自の指導計画（教育目標・内容、教材、指導過程と学習形態、教育評価）を立てることができ、また学校の全体的な指導計画の中で、一連のまとまった授業時間数を要求し得るのではないか<sup>(5)</sup>。結局のところ、これまでに積み重ねられてきた議論は、いささか正確さと慎重さに欠け、混乱したまま、その時々の子どもの雰囲気や政策サイドの意向を反映して進められてきたものであると言わざるを得ない。こうした危うい状況は、早急に改められるべきである。

## 注

(1) 水内宏 「教育課程の基礎理論」 川合章・城丸章夫編 『講座日本の教育 5 教育課程』 新日本出版社 1976（昭和51）年 p.33.

(2) 2013（平成25）年12月3日のNHK時論公論「道徳を教科にするのはなぜ？」における西川龍一解説委員の発言より。

- (3) 2014（平成26）年4月11日の第2回中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会道徳教育専門部会における押谷由夫主査の提出資料より。
- (4) 道徳が最初に特設された頃にも、同様の指摘がなされたようである。

教科でもなければ教科外でもない「第三教科」とされている道徳教育特設時間が昨年秋ごろには「超教科」というようなことばで当局者によってよばれていたことは、記憶されていてよいことであろう。なぜなら、かつての修身科はまさにいっさいの他の教科に君臨する超教科にはかならなかったからである。（中略）あとは教科になおして首位にあげる工作が残っているにすぎないというのが、おそらく正直なところではあるまいか。

宮坂哲文 『生活指導と道徳教育』 明治図書 1959（昭和34）年 p.125.

- (5) 田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵著 『新しい時代の教育課程（第3版）』 有斐閣 2011（平成23）年 p.153.

筆者担当の「教育課程論」では、「特定のテキストは使用しない」ものの、本書を「テキストに相当する（とみなし得る）書物」として位置づけている（2015・16年度版両シラバスより）。